

(7) 全国被害者支援ネットワークに対する協力

警察において、全国被害者支援ネットワークの運営・活動に対し、協力している。

(8) 警察における民間の団体との連携・協力の強化

警察において、被害者支援連絡協議会（P67(11)「被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークにおける連携の推進」参照）などにおいて、民間の団体との連携を一層強化し、支援を行っている。

《基本計画において、「1～3年以内を目途に検討の結論を得て、施策を実施する」とされたもの（「1～2年以内を目途に実施する」とされたものを含む）》

(9) 民間の団体に対する財政的援助の在り方の検討及び施策の実施

内閣府において、民間の団体の役割の重要

性にかんがみ、民間の団体に対する財政的な援助を充実させるため、推進会議の下に、「民間団体への援助に関する検討会」を設置し、被援助団体となる対象、援助されるべき事務の範囲、援助の経路や財源などの総合的な在り方に関して、検討を行った。

同検討会においては、平成19年9月、犯罪被害者等早期援助団体などに対する援助の拡充や地方公共団体における取組を促進するための方策などを盛り込んだ最終取りまとめを行った。

同最終取りまとめに基づき、内閣府では平成21年度においても、被害者支援の気運を醸成するためにモデル事業を各地域で実施するとともに（P14 コラム1「地方公共団体の取組」参照）、地方公共団体の職員を対象とした研修を地域ブロック別で実施した。

第5節 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

1 国民の理解の増進（基本法第20条関係）

《基本計画において、「速やかに実施する」とされたもの》

(1) 学校における生命のかけがえのなさ等に関する教育の推進

文部科学省において、都道府県教育委員会などとの連携、協力の下、体験活動を生かした道徳教育や地域人材の積極活用などにより、命を大切にすることを育むなどの道徳教育を推進するための実践研究を実施している。

また、かけがえのない生命について考えさせるなど、道徳の内容を分かりやすく表した「心のノート」を小・中学生に配布しており、平成21年度においても配布した。「心のノート」の趣旨を生かした創意ある活用を通して、授業や生活に意欲的に取り組み、かけがえの

ない命について児童が考えたり話し合ったりすることを通して、児童自らの道徳性の育成に役立っている。

(2) 学校における体験活動を通じた命の大切さの学習についての調査研究の実施及びその成果の普及

文部科学省において、学校における自然体験活動や社会奉仕体験活動の充実を図っており、平成21年度においても、「児童生徒の輝く心育成事業～ふれあい応援プロジェクト～」において命の大切さを学ばせる体験活動プログラムについて調査研究を実施するとともに、小学校の農山漁村での民泊を取り入れた自然体験活動などを推進している。調査研究の成果については、教育委員会の担当者な

どを集めたブロック協議会を開催するとともに、平成21年12月には「農山漁村での長期宿泊体験による教育効果について」（報告）を取りまとめ、全国の教育委員会や学校に普及を図っている。

(3) 学校における犯罪被害者等の人権問題も含めた人権教育の推進

文部科学省において、「人権教育・啓発に関する基本計画」を踏まえ、学校、家庭、地域社会が一体となって教育上の総合的な取組を推進する「人権教育総合推進地域事業」、学校における人権教育について実践的な研究を委嘱する「人権教育研究指定校事業」を実施している。

また、学校における人権教育に関する指導方法の在り方などについて調査研究を行う「人権教育の指導方法の在り方等に関する調査研究」などを実施し、平成20年3月に「人権教育の指導方法等の在り方について【第三次とりまとめ】」をまとめた。

さらに、独立行政法人教員研修センターにおいて「人権教育指導者養成研修」を実施している。

(4) 学校における犯罪抑止教育の充実

文部科学省において、平成18年5月に「児童生徒の規範意識を育むための教師用指導資料（非行防止教室を中心とした取組）」を作成して、各教育委員会・学校などに配布し、これらを活用して非行防止教室の実施を始めとした犯罪抑止教育の充実を図っている。また、21年6月に開催した「生徒指導担当指導主事連絡会議」において、教育委員会の生徒指導担当者に対して、警察などの関係機関と連携した非行防止教室の取組を充実するよう促した。

(5) 子どもへの暴力防止のための参加型学習への取組

文部科学省において、上記「児童生徒の規範意識を育むための教師用指導資料（非行防

止教室を中心とした取組）」を活用した非行防止教室の実施を始め、子どもへの暴力防止のための参加型学習の取組を推進している。

(6) 家庭における命の教育への支援の推進

文部科学省において、命の大切さを実感させる意義などを記述している「家庭教育手帳」を文部科学省HPへ掲載するとともに、全国の教育委員会等へ電子コンテンツを提供することで教育委員会や子育て支援団体などが主催する子育て講座等においての活用を図っている。

(7) 生命・身体・自由の尊重を自覚させる法教育の普及・啓発

法務省において、法教育を推進するための方策について多角的な視点から検討するため、法教育推進協議会を設置している。

平成20年度から、同協議会の下に、私法分野における法教育の在り方を検討するための「私法分野教育検討部会」、小学生を対象とした法教育教材の作成を行うための「小学校教材作成部会」を設置し、それぞれ検討を行ってきたが、平成21年度は、両部会からの報告を受けて、同協議会で、「私法分野教育の充実と法教育の更なる発展に向けて」（平成21年5月）、「小学生を対象とした法教育教材例の作成について」（同年8月）を取りまとめ、法務省ホームページに公表した。

平成22年1月30日には、仙台市において、法教育の更なる普及と発展を目的として、法教育シンポジウムを開催した。

(8) 「犯罪被害者週間」にあわせた集中的な啓発事業の実施、犯罪被害者等の置かれた状況等について国民理解の増進を図るための啓発事業の実施

内閣府において、11月25日から12月1日までの7日間を「犯罪被害者週間」として設定している。平成21年度は、「考えよう 命の重み もう一度」を標語として、内閣府主催の「犯罪被害者週間」国民のつどい中央大会

を開催するとともに、内閣府・地方公共団体（北海道、神奈川県、奈良県、沖縄県）共催の地方大会を開催した。また、開催結果を、内閣府犯罪被害者等施策ホームページに掲載するとともに、報告書として関係機関へ配布した。

平成22年度においても、中央大会を東京で開催し、地方大会を複数の地域で開催する予定である（P92 コラム8「犯罪被害者週間の実施」参照）。

コラム7

犯罪被害者等の支援を促進する気運の醸成

現在の社会において、犯罪被害者等の実情に対する国民の理解や社会全体で犯罪被害者等を支える気運はまだまだ十分ではありません。そのため、犯罪被害者等を直接対象とした支援だけでなく、社会全体で、犯罪被害者等の支援を促進する気運を醸成するための広報啓発活動の推進が求められています。そこで、警察では、関係機関・団体と連携して、犯罪被害者御本人や御家族による中高生を対象にした「命の大切さを学ぶ教室」の開催、大学生を対象にした被害者支援に関する講義、被害者支援フォーラム等における講演会、地域別の巡回講演の実施などの各種広報啓発活動を実施し、犯罪被害者等が置かれた過酷な境遇、命の大切さ等についての理解を深めることで、社会全体で犯罪被害者等を支え、被害者も加害者も出さない街づくりを進めています。

ここでは、平成21年度のモデル事業で実施した取組の一例を紹介します。

1 「命の大切さを学ぶ授業」(福島県警察)

福島県警察では、「被害者に優しい『ふくしまの風』運動」を展開して、中学校、高校等と連携して、生徒やその保護者などが犯罪被害者等の置かれた現状を理解し、犯罪被害者支援に対する意識を醸成するため、犯罪被害者遺族の講演による「命の大切さを学ぶ授業」を県内30の中学校、高校で開催しました。

講演を聴講した生徒からは、「事件や事故に遭って亡くなってしまった人の家族が、どれだけ悲しんだり、大変な思いをしているのかよく分かり、手助けしたいと思った。」などという感想が寄せられています。



授業風景

2 「大学生を対象とした講義と社会参加活動の促進」(愛知県警察)

愛知県警察では、大学などと連携して、犯罪被害者等の実態、生命の大切さ、被害者支援の必要性などについて理解を深め、学生のボランティア参加による被害者支援活動を通じて、犯罪被害者等への思いやりや、支え合いの気持ちを育むための取組みを推進しました。

県内の5つの大学で犯罪被害者遺族や警察職員による講義を開催し、感銘を受けた学生が被害者支援に関するイベントなどへの参加協力を希望し、犯罪被害者支援フォーラムや犯罪被害者遺族によるミニ講演会などにおいて、会場の設営、パネル展示、チラシの配布などのボランティア活動に参加しました。



講義風景



ボランティア活動

コラム8

犯罪被害者週間の実施

犯罪被害者等が、犯罪等により受けた被害から立ち直り、再び地域において平穏に過ごせるようになるためには、国・地方公共団体による施策を十分に措置することのみならず、地域の全ての人々の理解と配慮、そしてそれに基づく協力が必要です。このため、犯罪被害者等基本計画では、内閣府において、警察庁・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・国土交通省の協力を得て、「犯罪被害者週間（11月25日から12月1日まで）」を設定し、当該週間にあわせて、啓発事業を集中的に実施することとされました。平成21年度においても以下のような取組を行っています。

1 標語の募集

犯罪被害者等に関する国民の理解の増進を図るに当たっては、ポスター・パンフレット及び広報番組などで施策の紹介・解説を行うことに加え、簡潔で分かりやすい言葉で訴えることも重要です。このため内閣府では、平成19年度以降、広く国民一般から犯罪被害者等への支援の大切さなどを表現した標語を年1回募集しています。特に平成20年度からは、中高生向けの募集広報を重点的に行うこととしており、平成21年度の応募作品は3,094点に上りました。

この中から、愛知県知立市立竜北中学校2年生、田澤勇人君の「考えよう 命の重み もう一度」が最優秀作品に選ばれ、「国民のつどい」中央大会において担当大臣から表彰するとともに、ポスターなどに使用しました。また、他の優秀作品3点と併せて、内閣府犯罪被害者等施策ホームページに掲載しました。



最優秀作品の表彰（国民のつどい中央大会）

2 「国民のつどい」の開催

犯罪被害者等が置かれている状況や、名誉又は生活の平穏への配慮の重要性について、国民の理解を深めるため、内閣府主催の「犯罪被害者週間」国民のつどい中央大会（12月1日）を開催するとともに、内閣府・地方公共団体等共催の地方大会を、北海道（11月18日）、沖縄県（同月20日）、奈良県（同月25日）、神奈川県（同月30日）の4か所で開催しました。関係省庁、犯罪被害者団体、犯罪被害者支援団体の協力の下、有識者などの参加を得て、犯罪被害者等に関するテーマについて、基調講演やパネルディスカッションが行われました。このほか、コンサートや被害者支援活動の報告など、各大会で独自の行事も催されました。また、各会場には犯罪被害者団体や関係機関の取組などを紹介する展示コーナーが設けられました。

中央大会では、大阪教育大学附属池田小学校児童殺傷事件犯罪被害者遺族の酒井肇さんが「被害者支援の原点に戻って ～私たちが望んだ支援 私たちが受けた支援～」と題した基調講演を行い、



北海道大会

ご自身の経験などをわかりやすく説明してくださいました。また、支援をした側とされた側がともにその支援を検証することの重要性を訴えられました。

大会来場者に対して行ったアンケートでは、大会について、「有意義である」という回答が9割以上を占めました。一方、さらに国民への周知を徹底するべきという意見もあり、より一層の広報・啓発の必要性が浮き彫りとなりました。

開催結果については、内閣府犯罪被害者等施策ホームページに掲載するとともに、報告書として関係機関に配布しました。

平成22年度も引き続き、内閣府主催の「国民のつどい」中央大会（12月1日）を東京都内で開催するとともに、内閣府・地方公共団体等共催の地方大会を、福井県（11月23日）、和歌山県（同月25日）、兵庫県（同月27日）、千葉県（同月28日）の4県で開催する予定となっています。



沖縄大会



奈良大会



神奈川大会

3 その他の取組

犯罪被害者週間とその前後の期間においては、都道府県や関係機関において独自のシンポジウムや街頭キャンペーン、マスコミを利用した広報活動など様々な取組が行われました。内閣府においても、ポスターなどを作成・配布しました。平成22年度以降も、より効果的な手法を検討しながら、様々な広報啓発に取り組む予定です。



(9) 犯罪被害者等施策の関係する特定期間における広報・啓発事業の実施

内閣府において、春（平成21年4月6日から同月15日）と秋（平成21年9月21日から同月30日）の全国交通安全運動において、「子どもと高齢者の交通事故防止」などを基本として、交通事故被害者等の視点に配慮しながら、交通事故の悲惨さや生命の尊さを広く国民に訴えた。

法務省において、平成21年度においては、犯罪被害者等の人権問題に対する配慮と保護を図るため、「犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう」を啓発活動年間強調事項として掲げ、1年を通して、全国各地で、講演会などの開催、啓発冊子の配布などの啓発活動を実施している。

厚生労働省において、児童虐待について各界各層の幅広い国民の理解を深め、社会的関心の喚起を図るため、11月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、集中的な広報啓発活動を実施している。平成21年度は、「守ろうよ 未来を見つめる 小さなひとみ」を月間標語として決定し、「子どもの虐待防止推進全国フォーラム in にいがた・妙高」の開催（11月14～15日）、広報啓発ポスター・チラシの作成・配布、政府広報を活用した各種媒体（テレビ、新聞など）による広報啓発などを行い、関係省庁や地方公共団体、関係団体などと連携した集中的な広報啓発活動を実施している。22年度は、広島県において全国

全国交通安全運動ポスター 児童虐待防止推進月間ポスター



提供：厚生労働省

フォーラムを開催する予定である。

(10) 様々な広報媒体を通じた犯罪被害者等施策に関する広報の実施

内閣府において、政府広報などを活用し、犯罪被害者等の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者等の援助を行う団体の意義・活動などについて広報を実施している。

警察庁においては、シンポジウム・フォーラムなどの開催・後援や様々な広報媒体を通じて、犯罪被害者等が置かれている実態や警察、関係機関、民間被害者支援団体などが取り組んでいる犯罪被害者等支援についての広報啓発活動を行っている（社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくり事業に要する経費（国費）：21年度 4百万円）。

また、広報用冊子「警察による犯罪被害者支援」を発行するとともに、警察による犯罪被害者支援ホームページ（<http://www.npa.go.jp/higaisya/home.htm>）を通じ、警察による犯罪被害者支援に関する理解増進に努めている。

(11) 交通事故被害者等の声を反映した国民の理解増進

警察において、交通事故の悲惨さについての理解増進のため、交通事故被害者等の手記を取りまとめた冊子などの作成・配布や、交通安全の集いなどにおける交通事故被害者等の講演を実施している。平成21年中は、手記を取りまとめた冊子などを約237万部作成するとともに、講演会などを約370回実施した。

また、都道府県警察での運転者に対する各種講習において、交通事故被害者等の切実な訴えが反映されたビデオ、手記などの活用や、交通事故被害者等の講話など、交通事故被害者等の声を反映した講習を実施している。



提供：警察庁

犯罪被害者等施策講演会



(12) 国民の理解の増進を図るための情報提供の実施

内閣府において、施策の推進のための情報提供を行うため、毎年、関係省庁の職員、地方公共団体の職員を対象として講演会を実施している。平成22年1月には、「性犯罪被害にあうということ」著者である小林美佳氏を講師に招き、4回目の講演会を実施した。講演会の概要は、内閣府犯罪被害者等施策ホー

ムページに掲載し、広く一般に情報提供を行っている。

(13) 調査結果の公表を通じた犯罪被害者等の置かれた状況についての国民理解の促進

内閣府において、平成20年度に行った「犯罪被害者等に関する国民意識調査」を活用し、21年度に、児童・生徒に対して犯罪被害者等に関する理解増進を図るため、児童・生徒向けの啓発用教材を作成した。

(14) 学校における犯罪被害児童生徒への的確な対応のための施策の促進

文部科学省において、虐待を受けた子どもへの対応に関して、養護教諭の資質向上を図るための研修会を実施した。また、児童虐待に関して「養護教諭のための児童虐待対応の手引き」を作成し、全国の教育機関へ配布している。本手引書により、養護教諭が児童虐待に対する知見を深め、児童虐待の早期発見、早期対応が可能となることが望まれる。

(15) 犯罪被害者等に関する個人情報の保護

警察庁において、犯罪被害者等の実名発表・匿名発表について、引き続き適切な発表がなされるよう、都道府県警察の担当課長などを招致した全国会議などを通じて、都道府県警察を指導している。また、犯罪被害者の実名発表・匿名発表をテーマとした各県の報道責任者からの申入れに対して、警察本部長などが警察の考え方を説明する懇談を、平成21年3月末現在、36の県で実施しているほか、都道府県警察本部と報道機関との間で随時意見交換会を実施している。

(16) 犯罪被害者等に関する個人情報の保護に配慮した地域における犯罪発生状況等の情報提供の実施

都道府県警察において、ホームページを開設し、犯罪発生的情勢や不審者に係る情報などの防犯情報を掲載するとともに、ホーム

ページの防犯情報コーナーへのアクセスが容易となるよう、トップページに明示的にリンクを掲げるなど、直接アクセスできるような工夫を行っている。また、防犯対策に係る冊子やチラシ、防犯対策に係るビデオをホームページに掲載している。

ホームページ以外での情報提供については、都道府県警察において、携帯電話やパソコンのメール機能を活用して、あらかじめ登録した住民に犯罪発生の状況や不審者（声かけ）情報などの身近な情報を発信する取組が行われている。さらに、地元テレビやラジオ

を通じて、定期的に情報を提供する体制を構築したり、新聞の折込みチラシなどを活用した情報提供を行っている。

(17) 交通事故の実態及びその悲惨さについての理解の増進に資するデータの公表

警察において、交通事故の実態やその悲惨さについての理解の増進のため、交通事故分析に基づく事故類型や年齢層別の様々なデータの公表を実施し、その実態などについての周知を図っている。

第6節 推進体制に関する施策の取組

1 国の行政機関相互の連携・協力

国の行政機関においては、推進会議、専門委員等会議、関係省庁連絡会議などを活用し相互の連携・協力を図っている。

なお、平成22年度末までとされている現行の基本計画の見直しに向けて平成22年2月15日に第7回犯罪被害者等施策推進会議が各委員持ち回りで開催され、「基本計画策定・推進専門委員等会議の開催について」が決定された。

同決定にもとづき、それまでの「基本計画推進専門委員等会議」が廃止され、新たに「基本計画策定・推進専門委員等会議」が設置されるとともに、同会議の任務には、従来に加え「基本計画の見直しに当たり新たな計画に盛り込む事項の検討」が加わった。

専門委員等会議は、設置以降、平成22年4月までに既に3回開催されており、基本計画の見直しに向けた検討が行われている。